

「不利益処分」基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	換地処分前の使用収益停止	
根拠法令・条項	土地改良法第96条の4（法53条の6第1項準用）	
所 管 課	農 政 部 農 業 土 木 課	
処 分 基 準	<p>・設 定 ・設定できない ・基準を公開できない</p> <p>（処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由）</p> <p>換地計画実施要領 （S49. 7. 12 49構改B第1232号構造改善局長通達）</p> <p>第2の8 （3）使用及び収益の停止の基準 法第53条の6第1項の規定による使用及び収益の停止は、 法第53条の2の2第1項の規定により従前の土地の所有者の 申出又は同意のあるものにつき行うものとする。</p>	
聴聞・弁明の機会 の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・聴 聞 ・弁 明
	（聴聞又は弁明の 手続を省略する場 合の根拠条項等）	ただし、行政手続法第13条第2項第 号に規定する 「 該当するため、手続を省略する。 するとき」に
	個別法により聴聞 又は弁明の手続の 適用が除外される 場合の根拠法令及 び条項	